

第59回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

- 1 日時 平成22年3月24日(水) 10:00～11:00
- 2 場所 埼玉県県民健康センター 大会議室C
- 3 出席者 委員5名(敬称略)
佐世 芳、木村 和則、渡辺 洋子、松本 光弘、大久保 秀子
事務局 星野商業支援課長
斎藤商業支援課副課長
大型店立地担当職員4名
- 4 審議内容
県意見についての審議
ア 新設
●新設(5条1項) (仮称)ヤオコー草加原町店
●新設(5条1項) マミーマート川口市芝店
イ 変更
●変更(附則5条1項) 妻沼東宝リバーサイドモール
●変更(6条2項) クッキープラザ
●変更(6条2項) サンドラッグ三芳店
●変更(6条2項) カインズモール行田
- 5 傍聴人 なし
- 6 その他 事前打ち合わせを行い、内容等について確認した。
(1) 交通について 3月11日(木)、坂本 邦宏 委員
(2) 騒音について 3月12日(金)、木村 和則 委員

会議要旨(概要)

- 1 開会
- 2 議事

県意見についての審議

ア 新設

●新設（５条１項） （仮称）ヤオコー草加原町店
（事務局説明）

【委員】 店舗西側の荷さばき施設に近い地点での等価騒音予測値が、環境基準値をわずかに下回っている程度の大きさなので、住民からの苦情等があった場合には十分な対応をしてもらいたい。

【事務局】 その点に関しては、住民との話し合いの中で、荷さばき施設と住居との間に壁を設置する調整が進んでおり、周辺環境に影響を与えないような対策をとるよう設置者を指導していく。

【委員】 荷さばき施設に近い住居の方には了解を得ているのか。

【事務局】 設置者が個別に説明を行い、了解を得ている。

【委員】 店舗の設計段階でやや問題があったのかもしれないが、荷さばき施設の騒音に関しては、苦情があった場合にはしっかり対応させる体制をとれば確実だと思う。

【事務局】 設置者から報告書を提出させ、十分な対策をとっていることを確認する。

【議長】 店舗への来店経路は、国道２９８号線から店舗前交差点で分かれて入ることになり、動線が交錯している。交通事故を発生させないような対策はとっているか。

【事務局】 各出入口に交通整理員を配置し、安全に誘導する計画となっている。

【委員】 交差点には信号はないのか。

【事務局】 国道２９８号線には信号があるが、店舗直近の北の交差点には信号がない。安全対策として、その交差点にも繁忙時に交通整理員を配置して誘導する。万が一、店舗東側の出入口に集中したとしても、公道上に滞留は発生しないことを計算上確認している。

【議 長】 他に意見がないようなので、事務局案のとおり、意見は付さないこととしたい。

(全員了承)

●新設（5条1項） マミーマート川口市芝店
(事務局説明)

【委 員】 荷さばき車両はどのような経路を通るのか。

【事務局】 荷さばき車両の動線は、入出庫の部分しか確認していないため、周辺の道路の状況や交通量などを勘案して最も安全なルートを選択するよう設置者へ指示する。

【委 員】 出入口の幅は決められていると思うが、荷さばき車両の出入口であれば広くできるのか。

【事務局】 県警の指導により、荷さばき車両が安全に入出庫及び敷地内で方向転換できるような幅になっている。

【議 長】 北側出入口は、来客車両は退店するだけ、荷さばき車両は出入庫するということか。

【事務局】 そのとおりである。

【委 員】 北側出入口の脇の緑地をなくせば、もっと安全に荷さばき車両が出入りできるのではないか。

【事務局】 安全性の点から出入口の幅はあまり大きくしないよう、県警から指導を受けている。

【議 長】 他に意見がないようなので、事務局案のとおり、意見は付さないこととしたい。

(全員了承)

イ 変更

- 変更（附則 5 条 1 項） 妻沼東宝リバースайдモール
- 変更（6 条 2 項） クッキープラザ
- 変更（6 条 2 項） サンドラッグ三芳店
- 変更（6 条 2 項） カインズモール行田
(事務局説明)

【議 長】 意見がないようなので、事務局案のとおり、意見を付さないこと
としたい。

(全員了承)

3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

平成22年3月24日

議 長 (佐世委員)

議事録署名委員 (松本委員)

議事録署名委員 (渡辺委員)